

「県立高取国際高等学校デジタル人材育成支援事業業務委託」の公募に係る質問及び回答

項番	項目	質問内容	回答
1	選定審査会について	説明書には、「オ プレゼンテーションの内容は提出した提案書の内容とし、プレゼンテーション時に資料などを配付・提示することは禁止します。」と記載されている一方、「エ 説明のために、パソコン（PowerPoint 等）を持ち込んでの利用も可能です。プロジェクター、スクリーン及び電源（100V）は奈良県側で準備します。」とも記載されております。 つきましては、上記の内容を総合的に判断し、「プレゼンテーション時に、参加者へ紙媒体の資料を配布することは禁止されているが、提出済みの提案書の内容に沿った資料をPowerPoint等の電子データとしてPCで投影し、スクリーンに映し出して説明を行うことは可能である」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。